

独自 SSL サービス 利用規約

第1章 総則

(本規約の適用、サービスの定義)

第1条 株式会社ネット・コミュニケーションズ（以下、「当社」といいます。）は、当社が「独自 SSL」サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、「独自 SSL サービス利用規約」（以下、「本規約」といいます。）を以下の通り規定します。本サービスの利用者および利用を申し込む者（以下、特に指定しない限り、両者を総称して「利用者」といいます。）は、本規約の内容を十分に理解し、同意した上で本サービスを受けるものとします。

2 本サービスは、当社の取り扱う SSL 証明書発行の業務委託先または業務提携先（以下、「協力会社」といいます。）にて提供する、SSL サーバ証明書発行サービスであり、以下の内容により構成されます。

- (1) 電子証明書の発行
- (2) 電子証明書の更新
- (3) 本サービスで発行された電子証明書の管理

3 当社は、本サービス内容の変更、又は法令等の制定、変更、廃止等により、利用者の同意なく本規約を変更することができるものとします。この場合、当社は、当社のホームページへの表示または電子メールなどの方法により利用者に告知を行うものとしますが、ホームページにおける表示の時をもって、変更後の規約が有効になり、利用者は、これに従うものとします。

4 当社および協力会社は、本サービスの利用に際して利用者が遵守すべき事項を明らかにするために、本規約とは別に、協力会社の各規約、当社プライバシーポリシー（個人情報の取り扱いについて）、本サービスを運営および管理する目的で定められた本規約に付属する規約、規定、規則、方針およびガイドライン等（以下、全てを総称して「規則等」といいます。）を定める場合があります。その規則等の内容は、当社または協

力会社のホームページへの掲載等、適当な方法で利用者に通知するものとします。

5 利用者は、当社および協力会社が随時採用する SSL サーバ証明書に関するポリシー、指示、指針、その他の取り決め（以下、「ポリシー等」といいます。）は、本規約のうち第28条以外の規定に対して優先する効力を有することに同意します。

6 当社および協力会社は、前3項により定めた規則等の内容を予告なく改定する場合があります。

7 前4項により定める規則等および改定後の規則等は、名称の如何を問わず、本規約の一部を構成するものとし、利用者は、自己の責任において、これらを確認した上で、本サービスの利用を申し込み、または、本サービスを利用するものとします。また、当社は、利用者による本サービスの利用申し込みがあったとき、または、本サービスを利用したときは、利用者が、これらの規則等および法令の遵守に同意したものとみなします。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は、特段の定めがない限り、以下の通りとします。

(1) 「CSR」とは、サーバ証明書を発行するための署名要求

「Certificate Signing Request」を指します。

(2) 「コモンネーム」とは、CSRを生成する際に入力する項目のひとつで、ブラウザでサーバにアクセスする際に入力する URL (FQDN または IP アドレス) を指します。

(3) 「第三者」とは、本サービスにおける契約当事者以外の個人または法人を指し、電子証明書に依拠して行為をなす依拠当事者 (Relying Party) を含みます。

(4) 「知的財産権」とは、本サービスに関する、特許権、実用新案権、意匠権およびこれらまたはこれらの登録を受ける権利、ならびに商標権

および商標登録出願により生じた権利、著作権法に基づき保護される権利、および不正競争防止法に基づき保護される権利のいずれかまたはこれらを総称した権利を意味します。知的財産権には、当社、協力会社の (a) 商標、サービス・マークおよびロゴ（登録の有無を問わない）、(b) 営業秘密、財産的価値を有する情報およびノウハウ、(c) 形状、画像、視聴覚物、文言、ソフトウェアなどの著作権（登録の有無を問わない）、ならびに (d) 本サービスに関連して使用され、開発され、包含され、具現化され、利用されるその他全ての知的財産権、所有権その他無体財産に関する権利（登録の有無を問わない）を含みます。

(5) 「派生物」とは、利用者に提供された知的財産権に基づきなされた、改良、修正、改変、翻訳、縮小、要約、拡大、収集、編集その他当該知的財産権を作り直すか、変換するか、適応させることによって得られるものを指します。

(7) 「シール」とは、商標の特徴を表す電子画像を指します。利用者が利用者のホームページにシールを表示した場合、シール画像により、利用者が協力会社を認証局とする SSL サーバ証明書の発行を受けたことを明示します。

(本サービスの利用条件)

第3条 本サービスは、電子証明書のコモンネームを構成するドメイン名（以下、「発行対象ドメイン名」とします）が、当社提供の「独自ドメインサービス」で有効に管理されている場合のみ利用および申し込むことができるものとし、本サービスの利用者は、発行対象ドメイン名の登録者となります。

2 本サービスにおける電子証明書に関する全ての手続は、「ドメイン取得代行・維持管理サービス利用規約」において定める利用者、またはドメイン登録者または管理担当者から正当な権限を付与された者のみがこれ

を行うことができるものとします。

3 利用者は、本サービスの利用、発行対象ドメイン名を使用する権利の有無に関する第三者との紛争その他一切の紛争に関して、当社および協力会社を、いかなる形態でも関与させてはならず、かつ利用者自身の費用と責任でこれを解決するものとします。

(通知)

第4条 当社が利用者に対して本サービスに関する各種通知を行う必要があると判断した場合、当社のホームページにおける表示、電子メールの送信、書面の送付等、当社が適当と判断する方法により随時これを行います。

2 前項の通知は、電子メールの送信および書面の送付により行う場合は、当社が発信した時点、当社のホームページにおける表示により行う場合は、当該通知の内容を当社のホームページにおいて表示した時点をもって、利用者には到達したものとみなします。ただし、利用申込に対する承諾の通知を電子メールの送信により行う場合は、当該通知が利用者の指定した、または利用者が通常使用するメールサーバ中のメールボックス読み取り可能な状態で記録された時点で到達したものとみなします。

第2章 電子証明書の発行・更新

(電子証明書の発行申請)

第5条 利用者は、本サービスにより電子証明書の発行を希望するときは、当社が定める方法により、当該電子証明書の申請に必要な情報を届け出ること、当社に対し、電子証明書発行の申請を行います。

2 当社は、第1項による発行の申請があったときは、発行料金その他利用料金のうち、電子証明書発行に必要な料金、設定費用等の支払を確認したのち、所定の発行手続を行います。

3 当社および協力会社は、利用者から発行申請を受け付けた後、SSL証明書の発行に必要な審査を実施し、利用者に対する電子証明書発行の可否を判断します。なお、当社は、かかる可否の判断に際して必要と判断した場合には、電子証明書発行の申

請を行った利用者に対し、追加資料および情報の提供を依頼することがあります。この場合、利用者は、追加資料および情報をすみやかに提出するものとします。

4 第2項の発行手続は、本サービスの利用を承諾する旨の通知が利用者には到達したときに完了し、利用者とは当社との間に、本サービスの利用に関する本規約の規定を内容とする利用契約が成立するものとします。電子証明書が廃止された場合は、廃止理由の如何を問わず、利用契約も終了するものとします。

5 電子証明書の発行後は、本規約で特に定める場合を除き、電子証明書のコモンネームを変更することはできないものとします。

(電子証明書の有効期間)

第6条 本サービスにより発行した電子証明書は、当初、利用者が設定した期間（以下、「当初期間」といいます。）において有効なものとし、更新が行われた場合、更新手続時に利用者が設定した期間を有効とし、以降も同様とします（以下、「更新期間」とし、当初期間と更新期間を「有効期間」と総称し、「有効期間」の末日を「有効期限日」とします）。これらの期間は、当社が別途定める場合を除き、変更することができないものとします。

2 電子証明書発行後に、トランスファー・アウトまたはそれに準じる手続に伴い「ドメイン取得代行・維持管理サービス」による発行対象ドメイン名の管理が終了した場合、当該電子証明書が有効期間内であっても、本サービスを通じて電子証明書を管理する権限は消滅するものとし、当社は、これによって生じた利用者の損害については一切責任を負わないものとします。なお、別途電子証明書の廃止事由が発生しない限り、当該電子証明書の効力には影響を与えないものとします。

(電子証明書の更新)

第7条 利用者は、電子証明書の有効期間を延長する場合、当社が定める方法により、更新手続を行わなければならないものとします。

2 前項の更新手続は、当該電子証明書の有効期限日から起算して、60日前から10日前までに行えるものと

します。なお、有効期限日を経過してからの更新ができる期間および電子証明書の有効期間は、各協力会社が個別に定める内容に従うものとします。

3 当社は、更新手続に際し、更新に必要な料金、設定費用等の支払を確認したのち所定の手続を行います。

4 第1項の手続は、所定のデータベースにおいて更新後の電子証明書の有効期間に関する情報が記入された時点で完了するものとします。

(電子証明書発行申請に対し承諾を行わない場合)

第8条 利用者は、以下各号の事由に該当する場合、電子証明書発行の申請に対して当社が承諾を行わない場合があることに同意します。

(1) 利用者が本規約に違反して本サービスを利用することが予想される場合

(2) 利用者が当社に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている場合または過去において遅滞の生じたことがある場合

(3) 利用者が当社に対し不正の事実を申告した場合

(4) 利用者が反社会的な団体である場合または利用者が反社会的な団体の構成員である場合

(5) 発行申請の意思表示が利用者の意思に基づくものであることを当社が確認できない場合

(6) 前各号において定める場合のほか当社が業務を行う上で支障がある場合または支障の生じる恐れがある場合

2 前項により当社が承諾を行わない場合、当社は、利用者に対し、承諾を行わない理由を開示する義務を負わず、また、承諾を行わないことにより利用者には発生した損害に対しては、当社は一切責任を負わないものとします。

第3章 料金

(料金の支払)

第9条 利用者は、本サービスの利用に際し、当社が別途定める料金表に従い、当初期間に対応する発行料金、および各更新期間に対応する更新料金その他の料金、設定費用等（以下、これらを「利用料金」と総称し

ます。)を当社に対し当社の定める方法および期限に従い支払うことに同意します。

2 前項に従い当社に対し支払われた利用料金は、対応する手続が完了した場合は、当社が特に必要と認められた場合を除き、いかなる理由があっても返還を行わないものとします。

3 当社は、利用者が退会したことに関して利用者、登録者その他第三者に生じた損害その他一切の結果について、何ら責任を負わないものとします。

第4章 電子証明書の使用

(ドメイン名の使用許諾の確認)

第10条 当社は、利用者が第三者の名義で登録されているドメイン名を用いて本サービスを利用しようとする場合には、当該第三者が利用者に当該ドメイン名の使用を許諾した事実を明らかにするための書類の提出を求める場合があります、利用者はすみやかに書類を提出するものとします。

2 当社は、利用者が前項の書類を当社に提出したかどうかに関わらず、また、その書類に不備があったかどうかに関わらず、当該ドメイン名を用いて本サービスを利用することができないことにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

(電子証明書の使用制限)

第11条 利用者は、電子証明書を次の目的で利用してはならないものとします。

(1) 電子証明書発行の申請に記載した以外のドメインまたは組織名に関わる秘密鍵または公開鍵の操作に利用すること

(2) 物理的に複数のサーバーまたはデバイス上で同時に使用すること。ただし、ライセンスを追加購入し、当社が別途認めた場合にはこの限りではありません。

(3) 操作の失敗が身体もしくは生命に対する損害または重大な環境破壊を直接生じさせる可能性がある核施設、航空航法・通信システム、航空交通管制システムまたは武器制御システムの運営などの危険を伴う状況下での制御装置として使用したり、フェール・セーフ機能が求められる

方法で使用したりすること

(電子証明書の廃止)

第12条 当社および利用者は、電子証明書の有効期間中、以下各号の事由に該当する場合には、本サービスに基づき発行された電子証明書を廃止することができるものとします。

(1) 利用者が、当社が定める廃止手続を行った場合

(2) 電子証明書の発行申請が適切でないことが判明した場合

(3) 利用者による電子証明書、本サービスの利用が本規約に反する場合

(4) 発行対象ドメイン名に対する利用者の権利が終了した場合

(5) 電子証明書内の情報に変更があった場合

(6) その他電子証明書の有効性に疑義があると当社が合理的に判断した場合

2 電子証明書の廃止が行われた場合、当該電子証明書の有効期間は廃止手続の完了日をもって終了します。

3 電子証明書の廃止に伴う発行料金、および更新料金の返還は、当社が特に必要であると認めた場合を除き、一切行わないものとします。また、当社は電子証明書の廃止によって利用者、その他第三者に発生した損害につき、一切の責任を負わないものとします。

4 電子証明書の廃止の手続、および詳細条件については、当社が必要に応じて別途定めるものとします。

(シールに関する特約)

第13条 本規約の条件に従い、当社は利用者に対し、以下に定める目的で、非独占的、譲渡不能、かつ再実施権設定不能の権利を許諾するものとします。

(1) 1日当たり30万回を上限として、シールを利用者のホームページに表示すること

(2) 利用者が本サービスを利用して電子証明書を発行したことをホームページの訪問者に明示する目的のみ、シールを使用すること

2 利用者は、利用者のホームページ以外のホームページでシールを使用してはならないものとします。

3 利用者は、シールの全部または一部について、コピー、販売、貸与、リース、移転、譲渡、再実施権の設定をすることはできないものとしま

す。利用者は、シールのデザイン、形、色調、サイズ、パターン、フォント、文字の変更、その他著作権表示および商標表示の分離等、いかなる方法においてもシールを変更または改変することはできないものとします。

4 利用者は、シールに設定されているプロテクト機能を削除または機能不全とし、その他いかなる方法であるかを問わず、シールまたはこれと同一もしくは類似のデザインのシールを、本条に基づき許諾された範囲外で自ら使用しまたは第三者に使用許諾してはならないものとします。

5 利用者は、自らまたは第三者により第2項ないし第4項に該当する行為があった場合またはあったと合理的に疑われる事象を発見した場合には、直ちに当社に報告するものとします。

6 当社は、利用者のホームページにシールが1日当たり30万回を超えて表示される事実またはその可能性を認識した場合、当該利用者に対して事前の通知なくシールの提供を制限または停止する権利を留保します。

(当社からの問い合わせ)

第14条 利用者は、本サービスの利用にあたり、当社から一定の事項について問い合わせを受けた場合、すみやかに応答を行うものとします。一定期間を経過しても必要な応答を行わず、当社が必要な手続またはその他の事務等を履践することができない場合は、当社は利用者に対し、本サービスの提供を中止することができるものとします。

2 前項の規定は、利用者が次条において定める変更の届出を行わないために前項の問い合わせが利用者には到達せず、当社が必要な手続またはその他の事務等を履践することができない場合もこれを準用します。

3 前2項に基づいて本サービスの提供を中止する旨を利用者に通知したときは、当社がその通知を発信した日から起算して5日目を経過した場合、当社は利用者との本サービスに関する利用契約を終了させることができるものとします。なお、当該通知が何らかの事情により利用者には到達しないときは、当社は、当該通知を発信した日から1週間経過した日をもって利用者との本サービスに

関する利用契約を終了させることができるものとします。

4 前3項の場合、当社は、電子証明書の発行料金、および更新料金の返還について、当社が特に必要であると認めた場合を除き、一切行わないものとします。また、当社は本サービスの提供の中止および本サービスに関する利用契約の終了によって利用者に生じた損害につき、一切の責任を負わないものとします。

(変更の届出)

第15条 本サービスの利用にあたり、当社に対して届け出た各種登録情報について変更があったときは、利用者はその旨および変更の内容をすみやかに当社に届け出る必要があります。この変更の届出は、当社が別に定める方法により行うものとします。
2 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供および本サービスに関するその他の事務を行います。
3 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。

(代理人等による行為)

第16条 利用者が代行業者または代理人（以下、これらを総称して「代理人等」といいます。）を通じて本サービスの利用に関する各種手続を行う場合、当社は、当該代理人等が完全なる権限があるものとして取り扱います。
2 当社は、代理人等が利用者の意思とは異なる行為を行ったことにより利用者に生じた 損害について、一切の責任を負わないものとします。

第5章 禁止事項等

(違法行為等の禁止等)

第17条 利用者は、本サービスを利用して、法令により禁止されている行為もしくは公序良俗に反する行為またはそれらのおそれのある行為を行い、または第三者にこれを行わせなければならないものとします。
2 利用者は、当社が利用者に提供している本サービスを第三者が不正に利用して、いわゆるフィッシングサイトの運用等、法令により禁止さ

れている行為または公序良俗に反する行為を行っていることを知ったときは、当社に対しその旨をすみやかに届け出るものとします。

(契約上の地位の処分の禁止等)

第18条 利用者は、本サービスに基づく利用者の地位および本サービスに基づき当社に対してサービスの提供を求めることを内容とする利用者の権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、承継または担保に供することができないものとします。
2 利用者は、当社が別に定める場合を除くほか、本サービスに基づいて当社が利用者に提供するサービスを有償または無償で第三者に利用させることができないものとします。

(営業秘密等の漏洩等の禁止)

第19条 利用者は、当社および協力会社の事業に関する技術上または営業上の情報であって公然と知られていないもの、又は当社および協力会社の顧客に関する情報を入手したときは、当社および協力会社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報の存在もしくは内容を漏らし、またはこれを窃用してはならないものとします。
2 前項の規定は、本サービスの終了後もこれを適用するものとします。
3 利用者は、本サービスの終了時までに、利用者の責任と負担において、保有する第1項に定めた各情報を完全に消去しなければならないものとします。完全に消去することのできるものは、当社および協力会社に返還するものとします。

(輸出禁止)

第20条 利用者は、電子証明書を含む本サービスにより受領する成果物を直接・間接を問わず、輸出してはならないことを了解し、これに同意するものとします。特に、利用者は、米国、EU各国または日本の輸出管理規則において使用が禁止されている国の国民または居住者に成果物をダウンロードさせたり、輸出してはならないものとします。

第6章 その他

(本サービスの廃止)

第21条 当社は、業務上の都合等により、利用者に対して現に提供している本サービスの一部または全部を廃止することがあります。当社は、前項において定める本サービスの廃止を行う場合には、第4条の規定に従い、廃止日の1ヶ月前までにその旨を利用者に通知します。

(責任の制限)

第22条 当社は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社の債務不履行または不法行為による損害について、最近1年間に利用者が当該電子証明書の発行およびその維持のために当社に支払った合計金額を超えない範囲内においてのみ責任を負うものとします。

2 本規約で定めるほか、当社は、以下各号に列挙するいずれかの事由により利用者または第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

- (1) 利用者が本件システムに保存または転送したデータが、本件システムもしくはその他の設備の故障またはその他の事由により滅失し、毀損し、または外部に漏れたこと
- (2) 利用者が本件システムに接続することができず、または本件システムに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと
- (3) 本件システムが正常に動作しないこと
- (4) 利用者が申請した電子証明書が発行されず、または利用者が申請した電子証明書が発行されるために通常よりも多くの時間を要したこと
- (5) 利用者が電子証明書の有効期間を更新しようとしたのに当社がこれを認めなかったこと
- (6) 利用者がパスワード等の適切な管理を欠いたために、第三者により不正に使用されたこと

(免責)

第23条 利用者は、以下各号のいずれかの事由に基づき、当社、協力会社あるいは第三者に損害が発生した場合には、かかる損害について当社、協力会社あるいは第三者を免責するとともに、これらの者が被った損害の全てを賠償するものとします。
(1) 本規約に基づく利用者の義務の違反

(2) 過失の有無を問わず、電子証明書
の申請において利用者がなした虚偽
または不実表示

(3) 利用者によって提供された一切
の情報またはコンテンツから生じた
第三者の知的財産権その他の財産的
権利の侵害

(知的財産権)

第24条 本サービスに関する知的
財産権は、当社、協力会社あるいは
そのライセンサーに帰属し、利用者
は知的財産権にかかる一切の権利を
主張しないことに同意するものと
します。

2 利用者が派生物を作成した場合、
その派生物に対する全ての権利は、
自動的に当社、
協力会社あるいはそのライセンサー
に帰属します。

3 利用者は、知的財産権をリバー
ス・エンジニアリング、逆アセンブ
ルまたは逆コンパイルしてはならず、
また、知的財産権に関わるソース
コードを入手しようと企図してはな
りません。

(プライバシー)

第25条 当社は、利用者の個人情報
を、当社が別途定めて公表する「個
人情報の取り扱いについて」に従い
取り扱うものとし、利用者はこれに
同意するものとします。

(経路等の障害)

第26条 当社は、本サービスを利用
者に提供するために、当社および協
力会社が利用する電気通信事業者
またはその他の事業者の設備の故障
等により、利用者が本サービスを適
切に利用することができなくなった
場合であっても、これにより利用者
に生じた損害について、一切の責任
を負わないものとします。

(不可抗力)

第27条 本規約に定める場合を除き、
地震、洪水、火災、暴風、天変地異、
戦争、武力衝突、テロ、ストライキ、
ボイコット、またはこれらに類する
事由により、本規約に定める義務の
履行が停止、中断または遅延した場
合、いずれの当事者も本規約の不履
行とはみなされず、これによる責任
を他の当事者に対し負わないものと
します。

ただし、上記の不可抗力事由により
影響を受けた当事者は、(a)他の当事
者にすみやかにその事実を書面で通
知し、(b)通知された不可抗力事由の
影響を緩和するために、その状況に
おいて合理的に必要とされる相当な
措置を講じなければならないものと
します。

(サービスの中止)

第28条 当社は、天災、事変、その
他の非常事態が発生し、もしくは発
生する虞がある場合、当社の設備の
保守を定期的にもしくは緊急に行う
場合、または障害等やむをえないと
ときには、本サービスの全部または一
部を中止することができるものと
します。

2 本サービスの提供を中止すると
きは、当社は契約者に対し、その旨
とサービス中止の 期間を事前に
通知します。ただし、緊急やむを得
ないときはこの限りではありません。

3 緊急時における本サービスの中
止や再開などの状況については、当
該サービスサイト上に公開するもの
とし、個別の連絡や報告等はいま
せん。なお、影響が軽微な場合や複
数の契約者に影響しない場合には、
当社の判断により公開方法や範囲を
限定する場合があります。

(準拠法)

第29条 本規約の成立、効力、解釈
及び履行は日本国法に準拠するもの
とします。

(協議事項)

第30条 本規約に定め無き事項が生
じた場合には、本規約の主旨に従い
誠意をもって協議のうえ、解決にあ
たるものとします。

(管轄裁判所)

第31条 利用者と当社との間で本サ
ービスの利用に関連して紛争が生じ
た場合は、東京簡易裁判所または東
京地方裁判所を第一審の専属的合意
管轄裁判所とします。

附 則

第1条 (発効期日)

この利用規約は、2013年7月10日
より施行します。